


広告募集案内【企画提案募集】
(広告付物品提供募集仕様書)

広告を活用したアルコール消毒を提供して下さる事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

<p align="center">名 称</p>	<p>西区庁舎及び横浜駅行政サービスコーナー広告付き消毒液スタンドの設置</p>
<p align="center">内 容</p>	<p>【事業背景】 新型コロナウイルス拡大感染予防の観点から、多くの地域住民等が来庁される区庁舎及び行政サービスコーナーにおいても、来庁者の手指消毒のためにアルコール消毒液を各所に設置しています。公衆衛生の観点からも公共機関での消毒液の設置・消毒の促しは必要、かつ重要な意味を持っています。 現在、行政はさまざまな拡大防止対策に取り組んでいますが、区庁舎における消毒液の安定的・継続的な調達が難しくなる可能性もゼロではありません。民間事業者様とも連携し、区民の安全・安心を確保する観点から、確実かつ継続的に消毒液を確保し、設置提供することを目指します。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p align="center">SDGsの視点</p> <p>この事業に取り組むことで次の目標の達成につながると考えます。</p> <p>3 すべての人に健康と福祉を 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。</p> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>  </div> <p>【事業内容】 西区庁舎1階及び横浜駅行政サービスコーナーに手指消毒用のアルコール消毒液スタンドを設置し、月に1度、継続してアルコール消毒液を納品いただく事業となります。 消毒液を設置するスタンドには広告を掲出することができ、行政手続きのために訪れる様々な世代の方々へ、幅広く情報発信を行うことができます。</p>
<p align="center">規 格 (大きさ等)</p>	<p><スタンド> H1350×W350×D450 程度のサイズで、使用に際して転倒等の危険がないもの。 <消毒液> ・アルコール濃度は70%以上のエタノールが好ましいが、入手困難な場合限り60%台のエタノールでも可とします(厚生労働省HPより)。 ・数量は、 西区庁舎(4台):15リットル以上/月 横浜駅行政サービスコーナー(1台):5リットル以上/月 を納品してください。 ※区役所の運用による実績に基づく。</p>
<p align="center">募 集 数</p>	<p>5台(西区庁舎4台、横浜駅行政サービスコーナー1台)(一括での契約のみ) ※このほか区役所内には、区役所が用意する消毒用アルコールが窓口等に、合わせて設置されます。</p>
<p align="center">設 置 期 間</p>	<p>令和3年5月1日～令和6年4月30日(3年)</p>

設置方法 (対象者、場所等)	西区庁舎（横浜市西区中央一丁目5番10号） 1階に4台設置（別添図面参照） 横浜駅行政サービスコーナー（横浜市西区高島二丁目25-5） 1台設置（別添図面参照）
納入期限	令和3年4月下旬
納入方法	西区庁舎（横浜市西区中央一丁目5番10号）へ納入 ※その後のアルコール消毒液の納入方法・頻度等については、申し込み後に別途調整します。
広告掲載可能 スペース	最大 A3サイズ/台 (各スタンドにバックボードを備え、広告を掲出することを想定しています。)

■ 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和3年1月29日（金）～ 令和3年2月12日（金）
提案内容評価	令和3年2月下旬 提案内容評価においては、書類審査を行います。 ※必要に応じて申込者に対するヒアリングを行います。
選定結果通知	令和3年3月上旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和3年2月12日（金）午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又は郵送等でご提出ください。
広告企画書 記載事項	(1) 納入物品（アルコール消毒液）の仕様及び納入量（月） (2) アルコール消毒液スタンドの仕様 (3) 納入物品（アルコール消毒液及びスタンド）の維持管理・メンテナンス方法 (4) 広告の掲出方法（面積等） (5) 緊急時の対応（設置物の破損等対応） (6) 他自治体における類似広告媒体の設置実績（庁舎等での広告事業の実績も含む） (7) 掲出期間における収支計画 (8) その他（行政サービス向上につながる提案）

■ 選定手続

評価項目・評価基準	(1) 納入物品（アルコール消毒液）の仕様（濃度）及び納入量は区にとって十分か。 (2) アルコール消毒液スタンドは安全が考慮され、庁舎の運営に支障のない設計か。また、センサー式等の非接触に配慮された設計となっているか。 (3) 納入物品（アルコール消毒液及びスタンド）の維持管理・メンテナンスについて、頻度や方法は妥当か。 (4) 広告の掲出面積（サイズ）、掲出方法等は適切か。 (5) 設置物が破損した場合等、設置物の現状復帰・対応方法は適切か。 (6) 他自治体における類似広告媒体の設置実績があるか。 (7) 掲出期間における収支計画は妥当か。 (8) その他、行政サービスの向上につながる提案等があるか。
-----------	--

評価方法	<p>○提出された提案書類を審査し、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者として選定し、広告掲載についての交渉を行います。</p> <p>※ 申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p>
------	---

■広告掲載に関する条件

- 広告内に「広告」である旨を明記する等、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。
- 横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。

■原稿の制作等

- 広告掲出の10営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。
(広告ボードの製作前に原稿内容の審査を受けてください。)
- 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合または広告が掲出できない場合がありますが、その場合も広告料は減額しませんのでご注意ください。
- 広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。

■行政財産の目的外使用許可料

- 庁舎内に広告物を設置する場合、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、下記のとおり算出した使用料をお支払いいただく必要があります。
(金額算出方法) 月額 3,100 円/㎡ (広告物の最大幅×最大奥行または高さ、消費税別途)

■その他

- 広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額しません。

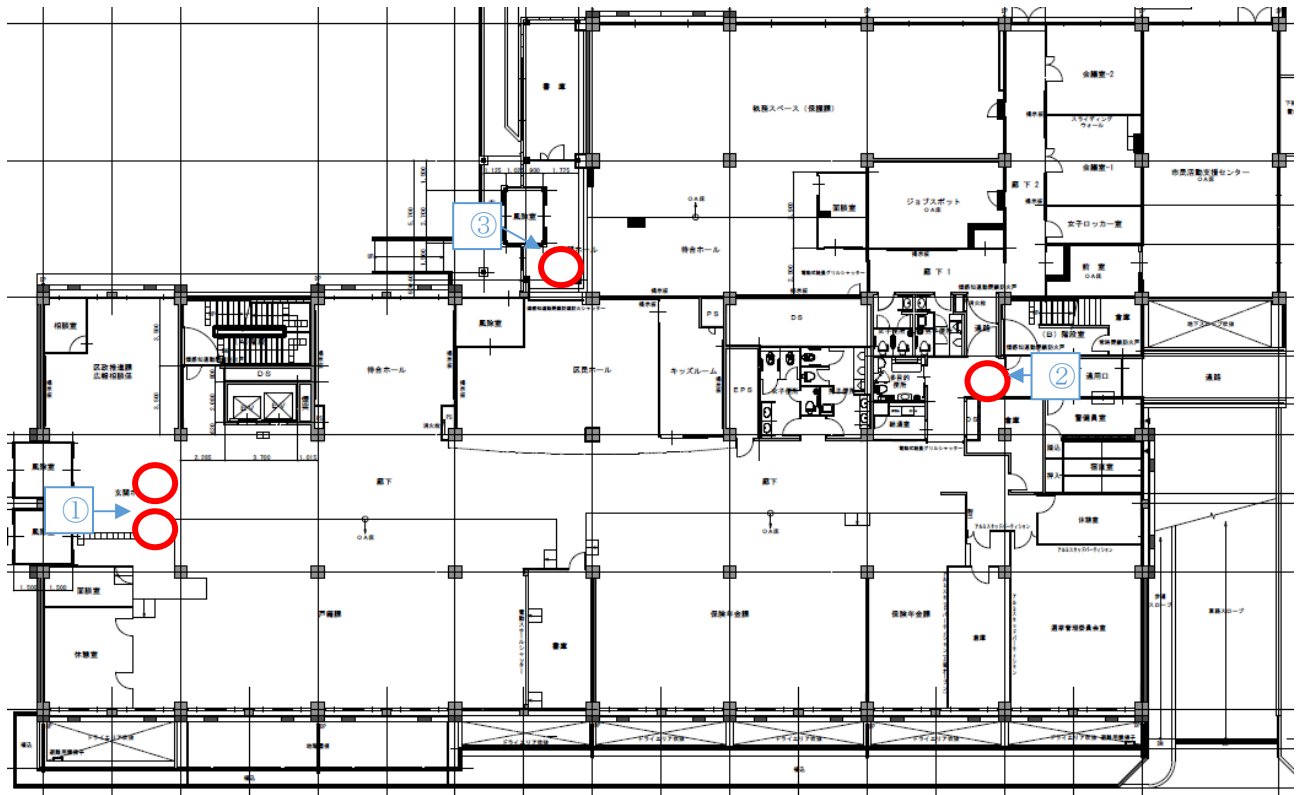
■申込み・お問合わせ先

申 込 先	<p>(担当課名) 横浜市西区総務課 (所在地) 横浜市西区中央一丁目5番10号 (TEL/FAX) TEL 045-320-8307/FAX 045-322-9847 (Eメール) ni-yosan@city.yokohama.jp</p>
-------	--

■参考 (イメージ図)

1 設置場所 (案)

西区庁舎 (1階)



横浜駅行政サービスコーナー



①西区庁舎正面入口（2台）



②西区庁舎夜間通用口（1台）



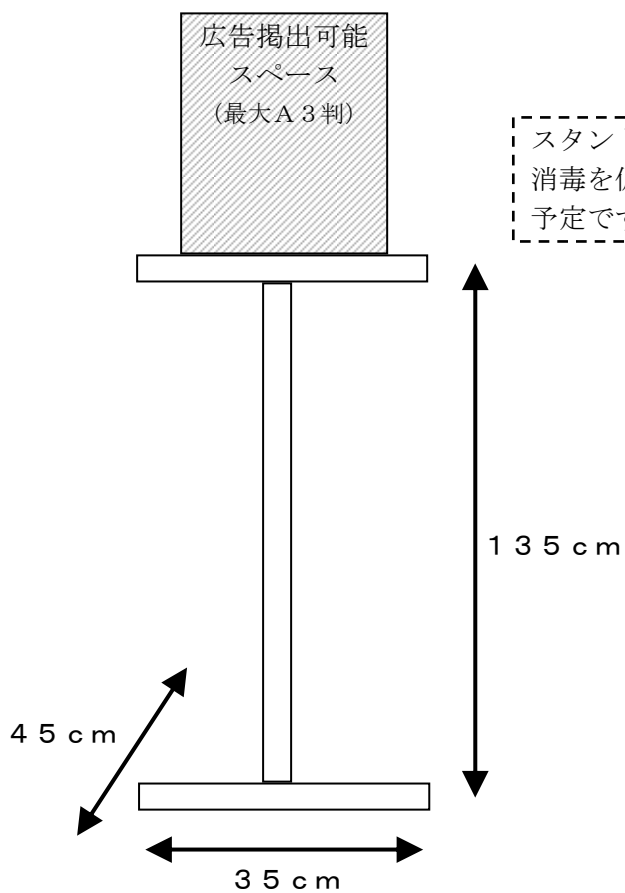
③西区庁舎生活支援課側入口（1台）



④横浜駅行政サービスコーナー入口（1台）



2 消毒スタンドイメージ（サイズ）



スタンドには、区役所庁舎管理の観点から、消毒を促すポスター（A3程度）を掲出する予定です。

広告企画書（広告付物品提供・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	西区庁舎及び横浜駅行政サービスコーナー 広告付き消毒液スタンドの設置		
	物品提供等 に係る経費等	アルコール消毒液の濃度	_____ %	
		月当たりの納入量	_____ リットル	
			_____ 千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。	
企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。			
個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」 ） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」 ）		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（ 希望する ・ 希望しない ・ 登録済 ）